

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示
○東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工
事の指定 (港湾局港湾経営部経営課)...

公告
○開発行為に関する工事完了 (二件) (都市整備局多摩
建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)...

告示

東京都告示第千四百九十四号
東京都港湾環境整備負担金条例 (昭和五十五年東京都条
例第五十八号) 第二条第一項に規定する負担対象工
事...

令和三年十二月二十一日

東京都知事 小池百合子

Table with 7 columns: 工事の種類, 工事の名称, 工事の実施された場所, 工事の完了した日, 工事に要した費用, 負担区域, 工事費に對する負担の割合. Contains detailed project information for various harbor environment improvement projects.

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十二月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

東大和市奈良橋六丁目八百八十二番一、八百八十四番一及び同番二の各一部(第一工区)

葛飾区東金町三丁目二十三番十三号
社会福祉法人大龍会
理事長 鈴木 常英

青梅市藤橋一丁目四百七十七番一、同番八及び同番十九
有限会社大野ハウジング
取締役 澤田 亮

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十二月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

調布市染地三丁目一番三百四十八及び同番千七十五

新宿区高田馬場三丁目四十六番二十五号

アイディホーム株式会社
代表取締役 久林 欣也

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)」「(二)住所(団体にあつては所在地)」「(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十二月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 セレオ八王子南館
- 二 店舗所在地 八王子市旭町一番十七号
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ファミリーマートほか一
- 六 変更前の小売業者の代表者名 澤田 貴司(株式会社ファミリーマート)ほか
- 七 変更後の小売業者 細見 研介(株式会社ファミリーマート)ほか

の代表者名

マート)ほか

八 変更日

令和三年三月十六日ほか

九 届出日

令和三年十一月十八日

十 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間

令和三年十二月二十一日から令和四年四月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 セレオ八王子北館
- 二 店舗所在地 八王子市旭町十七番二ほか
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか百三十五名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社いなげやほか百三十名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社めのやほか十二名
- 八 変更前の小売業者の住所 鳥根県松江市嫁島町九十八番地(株式会社めのや)
- 九 変更後の小売業者の住所 鳥根県松江市玉湯町湯町千七百五十五番地一(株式会社めのや)
- 十 変更前の小売業者の代表者名 大田 貴雄(株式会社マツモトキヨシ)ほか
- 十一 変更後の小売業者 松本 貴志(株式会社マツモトキヨシ)

十一	者の代表者名	ヨシ) ほか
十二	変更日	令和三年九月一日ほか
十三	届出日	令和三年十一月十八日
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十五	縦覧期間	令和三年十二月二十一日から令和四年四月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	アクロスモール八王子みなみ野
二	店舗所在地	八王子市みなみ野一丁目二番一号
三	設置者名	三菱HCキャピタル株式会社
四	設置者住所	千代田区丸の内一丁目五番一号
五	変更前の設置者名	三菱UFJリース株式会社
六	変更後の設置者名	三菱HCキャピタル株式会社
七	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社三日月百子ほか十二名
八	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社BANKANわものやほか十一名
九	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社大地ほか一名
十	変更前の小売業者の代表者名	水戸部 彰(株式会社大地)ほか
十一	変更後の小売業者の代表者名	水戸部 伸一(株式会社大地)ほか
十二	変更日	令和三年九月三日ほか
十三	届出日	令和三年十一月二十五日
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十五	縦覧期間	令和三年十二月二十一日から令和四年四月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十六	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十七	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	アクロスプラザ八王子大船
二	店舗所在地	八王子市大船町千九番地
三	設置者名	芙蓉総合リース株式会社
四	設置者住所	千代田区麴町五丁目一番地一
五	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社マツモトキヨシ
六	変更前の小売業者の代表者名	大田 貴雄
七	変更後の小売業者の代表者名	松本 貴志
八	変更日	令和三年四月一日
九	届出日	令和三年十一月二十五日
十	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十一	縦覧期間	令和三年十二月二十一日から令和四年四月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十二	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	アクロスプラザ東久留米
二	店舗所在地	東久留米市上の原二丁目三百三十三番三
三	設置者名	株式会社SMB C信託銀行
四	設置者住所	千代田区丸の内一丁目三番二号
五	変更を行った設置者名	株式会社SMB C信託銀行
六	変更前の設置者住所	港区西新橋一丁目三番一号
七	変更後の設置者住所	千代田区丸の内一丁目三番二号
八	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ノジマほか三名
九	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ノジマほか四名
十	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社チヨダ
十一	変更前の小売業者の代表者名	澤木 祥二
十二	変更後の小売業者の代表者名	町野 雅俊
十三	変更日	令和三年七月五日ほか
十四	届出日	令和三年十一月二十五日

十五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十六 縦覧期間

令和三年十二月二十一日から令和四年四月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

